

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 結核予防法による医療機関の指定
鳥取県模範林業地指定要綱
土地改良区より理事の氏名、住所の届出
鳥取県において管理する港湾及び予定港湾区
域並びに意見申出期間について
- ◇雑報 県立鳥取公共職業補導所仮事務所等について、
訂正 昭和二十七年七月三十日付鳥取県公報号外中
- ◇正誤

告示

鳥取県告示第四百四十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十七年九月十九日

鳥取県知事	西尾愛治
名称	所在地
小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町九〇番地
原田医院	鳥取市西町九〇番地
	鳥取保健所
	鳥取保健所

鳥取県告示第四百四十八号

鳥取県模範林業地指定要綱を次のように定める。

昭和二十七年九月十九日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県模範林業地指定要綱

（目的）

第一條 この要綱は、林業経営の模範となる地区を指定しその地区（以下指定林業地という。）に森林計画の適確な運営と高度の林業技術を導入して林業経営の合理化と森林生産力の増進を図り、もつて本県林業の振興に資することを目的とする。

（指定）

第二條 指定林業地は、本県の林業経営の模範とするに足るもので、知事が市町村長の申請に基き地区を定めてこれを指定する。

2 市町村長は、前項の指定を受けようとするときは、森林所有者の意見を尊重しなければならない。

(公表)
第三條 知事は、前條の指定をしたときは、これを公表する。

(経営案の指示)

第四條 知事は、指定林業地に対し毎年四月末日までに翌年度の経営案を作成して当該市町村長及び森林組合長に指示する。

2 知事が必要と認めたときは、経営案を変更してこれを指示することができる。

(経営案の変更)

第五條 当該市町村長又は森林組合長は、経営案を変更して施業をしようとするときは、その理由を具し知事の承認を受けるものとする。

(施業協力)

第六條 指定林業地の市町村並びに森林組合及び森林所有者は、経営案に従つて施業するものとする。

(模範林及び模範苗圃の設置)

第七條 知事は、第一條の目的を達成するため必要と認めたときは、地区内に所有者の承諾を得て模範林及び模範苗圃を設置することができる。

(指導)

第八條 指定林業地の経営指導及び技術指導は、果がこれを行い、当該市町村及び森林組合は、これに協力するものとする。

(指定の取消)

第九條 知事は、次に掲げる場合には第二條の指定を取消することができる。

- 一 当該市町村長、森林組合長及び森林所有者がこの要綱に違反したとき
- 二 当該市町村長及び森林組合長の二分の一以上の取消の要求があつたとき

三 その他知事が取消を必要と認めるとき

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第九項の規定により、次のように土地改良区より理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

尾高井手土地改良区

氏 名	住 所
福 永 貞 雄	西伯郡大幡村大字上細見
石 本 雅 義	大字立岩
小 沢 保 太 郎	大字吉定
室 昌 一	
藍 田 知 治	大字岸本
井 本 美 重	大字押口

勝 部 熊 市

大字遠藤

高 橋 勇

果村大字石州府

船 寄 辰 雄

大字中福万

田 守 増 藏

大字下福万

青 木 恒

大高村大字尾高

伊 達 重 政

天神野土地改良区

山 本 喜 美

東伯郡山守村大字堀

石 田 泰 三

南谷村大字松河原

本 高 定 雄

大 田 佳 孝

大字大鳥居

山 本 巖

西 田 一

大字泰久寺

野 儀 久 市

上小鴨村大字福山

山 本 壽 雄

大字鴨河内

長 谷 川 義 春

安 梅 敏 雄

大字上古川

中 口 大 信

倉吉町小鴨字北野

松本 仲次郎	字西鴨
北村 豊次郎	北谷村大字志津
山脇 房吉	大字三江
藤戸 惣市	社村大字黒見
高城村桜土地改良区	
平木 政晴	東伯郡高城村大字桜
大窪 孝之	"
松井 熊藏	"
松井 正藏	"
山根 直義	"
山根 輝	"
山根 宗美	"
宮本 清	"
山根 永義	"
大田 賢藏	"
大口堰土地改良区	
谷口 繁太郎	岩美郡倉田村大字円通寺
藤岡 新次郎	大字国安

千代西尾 泰章

広岡 喜雄

山本 久藏

谷口 繁太郎

村上 清次

山口 保温

西垣 幸吉

新行 雄

田賀 信雄

田中 君次

西山 武男

田村 鶴藏

山根 頼男

大字橋本

大字馬場

米里村大字中大路

大字東大路

面影村大字雲山

鳥取市行徳

古市

富安

吉成

大覚寺

叶

数津

鳥取県告示第四百五十号

鳥取県において管理する港湾及び予定港湾区域並びに意見申出期間を次のとおり定める。

昭和二十七年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、港湾名及び予定港湾区域

港湾名 予定 港湾 区域

田後港 向島を中心として八百メートルの半径を有する田内の海面但し漁港区域を除く(岩美郡浦富町字浦富の白島北西角より二〇七度及び一一八度に引いた線及び陸岸に囲まれた海面)

赤碕港 西防波堤電灯(北緯三五度三十分三十四秒東経百三十三度三十九分三十七秒)を中心として千八百メートルの半径を有する海面

米子港 八尋鼻から三百十五度に引いた線及び

区 分 輔導生 仮事務所又は仮実習場設置場所

電話番号 所在地 備考

仮事務所 合資会社文化飯櫃製作所

四〇七 鳥取市富安二二二ノ二

木工科仮実習場 二二 同上

機械科 一七 吉谷機械製作所

一、二二〇 今町二丁目三四 旋盤仕上工

雑 報

二、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間

昭和二十七年九月二十日から十月二十九日まで

陸岸により囲まれた海面中鳥取県地先果立鳥取公共職業輔導所は今回鳥取駅南側の工業地帯に移転することとなり目下施設を解体して新敷地に運搬中であり本年十二月末までには竣工予定であるが向う四ヶ月間は臨時に次の通り仮事務所、仮実習場を設けて輔導生の技術習得に支障のないよう万全の措置を講じている。

一六 大島機工株式会社
 一九 郡是製糸株式会社鳥取乾繭場

一、二四七 古市一
 一、二四二 吉方七六九
 吉方二三八
 今町二丁目六一
 今町一丁目六一
 富安一九

自動車修理工

正 誤

昭和二十七年七月三十日付鳥取県公安委員会告示第三号
 (鳥取県道路交通取締規則) 中誤植があるので次のよう
 に訂正する。

頁 段 行 誤 正
 二 下 七 第十四條第一項を
 次のように改める。
 第八條中第二号を第
 二号とする。
 第十四條第一項を
 次のように改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
 鳥取県鳥取市東町取
 鳥取県鳥取市東町取
 鳥取県鳥取市東町取
 鳥取県鳥取市東町取